

国際海底ケーブルの防護等に関する検討会 報告書（案）

に対する意見募集の結果

意見募集期間： 令和8年6月13日（土）から令和8年6月30日（火）まで

意見提出数： 15件（法人：6件、個人：9件） ※意見提出数は、意見提出者数としています。

意見提出者： 以下のとおり

（意見受付順、敬称略）

	意見提出者
1	Meta社
2	アルテリア・ネットワークス株式会社
3	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社
4	ソフトバンク株式会社
5	KDDI株式会社
6	日本電気株式会社
	個人（9件）

＜報告書(案)に係る意見と考え方＞

No.	意見提出者	該当部分	意 見	考え方
報告書全体に対する御意見等				
1	Meta 社		(1) ハイパースケーラーの投資が成長を牽引： 海底ケーブルへの投資は 2025 年から 2027 年の間に約 130 億ドルに達し、前期のほぼ 2 倍になると見込まれています（TeleGeography、2025 年）。Meta を含むテクノロジー企業は現在、市場の約 50%を占めています。この投資の一部は NEC への需要を生み出し、日本の雇用を創出し、日本のハブとしての地位を強化しています。 (2) 予測可能な規制が最善の投資インセンティブ： 透明かつ効率的な許認可制度は、日本へのケーブル投資を呼び込む最も効果的な手段です。許認可の遅延や不確実性は重大な経済リスクをもたらし、投資を代替ルートへ転換させかねません（Analysys Mason、2026 年 4 月）。 (3) 義務化ではなくインセンティブを： 陸揚局の分散、センシング技術、防護基準については、トップダウンの義務化ではなく、インセンティブに基づくアプローチと自主的なベストプラクティスを推奨します。義務化は根本的な課題やビジネスニーズに対応しないまま、投資を阻害するおそれがあります。 (5) 監督範囲の拡大は比例原則に基づくべき： 規制範囲の拡大は、特定されたリスクに比例し、国際的整合性を維持し、日本とは事情の異なる他国のアプローチを安易に複製しないものであるべきです。 (6) 役割の明確な区分： ケーブル事業者は物理的な伝送手段を提供するものであり、データの所有者ではありません。データセキュリティは、データ所有者によるエンドツーエンド暗号化を通じて最も効果的に確保されるものであり、これは既に標準的な慣行です。 継続的な関与： 提案されているフォローアップ会合を歓迎し、技術ブリーフィングの提供、各国の規制実務に関する知見の共有、自主基準策定への貢献、今後の意見募集への参加を申し出ます。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考とするものと考えます。 なお、国際海底ケーブルの防護に向け、官民の関係者が協力し、実効性のある包括的な対策を講じることが重要であると考えます。
2	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社		グーグル・クラウド・ジャパン合同会社（以下「弊社」といいます）は、総務省の国際海底ケーブルの防護等に関する検討会におけるこれまでの多角かつ広範な議論、ならびに先般公表された「国際海底ケーブルの防護等に関する検討会 報告書（案）」の取りまとめにおける多大なご尽力とリーダーシップに対し、心より敬意と謝意を表します。島国である日本において、国際海底ケーブルは国際通信の約 99%を担う、最も重要な基幹インフラです。経済活動の維持のみならず、AI 時代における国家安全保障やデジタル競争力の源泉として、その戦略的重要性がかつてないほど高まっているという本報告書案の基本認識に、弊社も賛同いたします。特に、近年の地政学的リスクや災害リスクの高まりを鑑み、「海底ケーブルルートの多重化・陸揚局の地方分散（レジリエンス強化）」や「官民連携による防護体制の構築」といった方向性が明示されたことは、日本のインフラ強靱化に向けた極めてタイムリーかつ不可欠な一歩であると確信しております。グローバルな海底ケーブル投資を推進する事業者として、弊社はこれまで一貫して日本のインターネット環境の安定とデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に貢献してまいりました。安全で安定した電気通信環境の確保は、民間事業者のみ、あるいは政府だけで達成できるものではなく、強固な官民連携があって初めて実現するものです。	賛同の御意見として承ります。

			この観点から、政府が適切な支援や環境整備の針路を示されたことは、大変心強く感じております。弊社は、本報告書案に示された大局的な方向性を強く支持・賛同しつつ、日本がアジアと北米を結ぶデジタルの「ハブ」としての機能を維持・強化し、持続可能で強靱なインフラ環境を構築できるよう、民間事業者としての実務的知見に基づき、以下の通り個別の点に関する具体的な意見および要望を提出いたします。	
3	個人		「安全保障上の脅威の顕在化」などを書いてあるが、原因は自民党政権による武力政策ではないか。 日本の「世界平和度指数」は、自民党の独裁となる前は 世界 1～3 位であった。 しかし、安倍政権以降の安保改正・自衛隊の軍隊化・排外主義的な破綻外交により、あっという間に 10 位以下に陥落している。 その評価は、「軍国思想 (militarism) により 平和を大きく損ねている」というものだ。 平和外交もせず 武力さえあれば安全、という幻想に、国を預かる政治家が浸かっているはどうしようもないだろう。 まず 武力政策をやめ、国際協調による平和を目指すべきだ。	本件は、国際海底ケーブルの防護等に関する検討会報告書案について意見募集を実施するものであるところ、頂いた御意見は本意見募集の対象外です。
4	個人		今般の報告書の問題意識および取り組みの方向性は大枠において支持する。 一方、取り組みの方向性に明確性を欠くものが散見され、かつ、総花的で一見して優先順位がわかりにくいことが読んでいて気になったので、可能であれば文面に大幅な修正を求めたい。人口減少により、中長期的には行政リソース（人材・予算）が縮小することは不可避であるため、優先順位の明確化は不可欠である。漫然とした記載の報告書をまとめて満足するようでは、実効性も期待できない。 また、安全保障に絡むものであるゆえに、言葉を濁している傾向があるように感じるのも不満である。それはある意味仕方ない面もあることは理解している。しかし、原案ではリスクコミュニケーションとして著しく不十分であり、このままでは国民の理解は得難い。安全保障に関する問題だからと白紙委任を求めるのではなく、公表できる情報は可能な限り明確にかつ積極的に公表する方向にアナウンスの仕方を工夫されたい。また、公表はできないが関係機関で共有すべき情報については、重要経済安保情報保護活用法の適切な利用が必要と考える。 なお、定義が明記されていない用語が散見されるので、注記でもよいのでそれぞれ明記されたい。例えば、ハイパースケーラー、オープンケーブルインターフェイス、等である。国民一般に対するリスクコミュニケーションのみならず、監督体制の実効性を確保する観点からも、関係者間の共通認識を明確にすることは不可欠であると考えます。 何から何まで国でやるのではなく、関係企業の自主的な取り組みを促すことも必要であると認識する。ただし、それは放任せよということではなく、いわば伴走者とかペースメーカーと呼びうる存在たるべきである。また、企業の自主的な取り組みを国の資金を投じて支援する場合は、漫然と補助金をばらまくような形ではなく、メリハリの効いたスキームの構築が求められる。適切なインセンティブ設計がされることを期待する。	基本的に賛同の御意見として承ります。また、情報の取扱いに関して頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考とするものと考えます。さらに、定義が必要と思われる用語については注釈を追加いたします。
第 1 章 国際海底ケーブルを巡る現状と課題				
5	グーグル・クラウド・	2 (2) 171～177 行	海底ケーブル業界は、極めて過酷な海洋環境においてインフラを設計、建設、運用、および保守してきた 150 年以上の歴史を持っています。このインフラに対する損壊の原因として最も	賛同の御意見として承ります。

	ジャパン合同会社		頻度が高いのは人間の活動ですが、地震などの自然災害は、複数のケーブルシステムに同時に影響を与えるため、海底インフラに最も重大かつ広範囲な被害をもたらしてきました。海底ケーブルを介してエンドユーザーに提供されるサービスの品質に影響を与えるような事態が、極めて稀なケースに限られているということは、業界による綿密な計画、優れたエンジニアリング、そして投資の証（あかし）でもあります。 ケーブルの損傷が自然災害によるものか、偶然の事故によるものか、あるいは悪意によるものかにかかわらず、強靱な接続性を確保しサービスを復旧するための戦略と対処法は同じです。それは、集中リスクを低減しネットワークの可用性を高めるために、ルートや陸揚拠点を多重化・分散化することだと考えられます。	
第2章 海底ケーブルの多ルート化・陸揚局の地方分散の促進				
6	個人	全体	いつまでに、どのような状態を達成することを目標としているのを読み取れない。 詳細を公にできない（または、したくない）から言葉を濁しているのかもしれないが、原案では何も考えていないからこの程度しか書けない、というようにも見える。かえって不安を招くので、文面を再考されたい。 「多ルート化を促進」「陸揚局の地方分散を進め」る、というのはたやすいが、本件のような報告書を取りまとめただけではどうにもならないから現状の事態に至ってしまったのではないか。国が他人事のような姿勢をとるべきではない。 候補となりうる地点の自治体や関連事業者に丸投げすることのないよう、国としてポーズにとどまらない実効的な支援を期待する。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考とするものと考えます。
7	Meta 社	1（1） 244～280 行	（該当箇所）海底ケーブルの多ルート化・陸揚局の地方分散の促進 （ご意見）集中リスク低減のための陸揚局の地域分散という目標を支持します。当社の事業はネットワークの可用性に依存しており、多様で高可用性のネットワークを構築する固有のインセンティブがあります。この観点から、代替陸揚地の義務化ではなく、インセンティブに基づくアプローチの採用を推奨します。特定の陸揚地を義務化した場合、(a) リスク低減に見合わないコスト増加を招きうる、(b) 同一施設での複数ケーブルの集約によるシステム間の効率的な相互接続やトラフィック切替といった運用上のメリットを損ないうる、(c) 事業者が需要パターンの変化や自社ネットワーク固有のリスクに柔軟に対応する余地を狭めうる、といった問題が生じます。さらに、地域分散の取組には、国内陸上バックホール接続へのインセンティブ・投資を併せて進めるべきと提案します。十分な陸上インフラがなければ、分散した陸揚局から主要都市やデータセンターへのトラフィックを効率的にルーティングできず、意図されたレジリエンス目標は達成されません。日本はアジア太平洋地域の戦略的接続ハブ、すなわち北米とアジアを結ぶ海底ケーブルの重要な結節点であり、引き続き海底ケーブル投資を呼び込む政策環境の維持が不可欠です。	賛同の御意見として承ります。 また、陸揚局の地域分散の推進に係る御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
8	個人	1（1） 247～250 行	ICPCの調査結果が示されているが、日本特有の地形による損壊もあるため、日本周辺の国際海底ケーブルの損壊件数や原因の内訳も示すべきである。その分析の結果を踏まえて、海底ケーブル・陸揚局の防護を強化する。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考とするものと考えます。

9	アルテリア・ネットワークス株式会社	1（1） 262～266 行	【意見】 海底ケーブルの多ルート化及び陸揚局の地方分散は、我が国の国際通信インフラの強靱化及び通信サービスの安定的な提供を確保する観点から重要な取組であり、その方向性に賛同します。 その上で、実効性のある地方分散を実現するため、以下の施策を要望します。 ・新たな陸揚局整備に必要となる用地確保や漁業関係者との調整について、省庁横断的な枠組みによる国の関与・支援を強化すること。 ・陸揚設備のみならず、バックホール回線、電力設備等の関連インフラを含めた整備コストに対する支援制度を整備するとともに、補助対象、補助率、対象地域等の具体的な支援内容を明確化すること。 ・地方自治体との調整や許認可手続を含め、事業者の負担軽減に資する総合的な支援策を講じること。 【理由】 国際海底ケーブルの陸揚局が南房総及び志摩地域に集中している背景には、地理的・経済的条件に加え、漁業関係者との調整や用地確保の難易度など、事業者が個別に対応している実務上の課題も存在すると考えられます。地方分散を促進するためには、これらの調整について国がより積極的に関与することで円滑な事業推進を支援することが重要です。 また、新たな陸揚局の整備には、陸揚設備だけでなくバックホール回線や電力設備等を含む多額の投資が必要となります。政策的に地方分散を推進するのであれば、補助制度の具体化とともに、関連インフラを含めた包括的な支援を行うことで、事業者の投資負担を軽減し、実効性のある地方分散につなげることが必要と考えます。	賛同の御意見として承ります。 また、陸揚局の地方分散の促進に向けた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
第3章 海底ケーブル・陸揚局の防護の強化				
10	個人	全体	海底ケーブル及び陸揚局の防護強化については、日本の国際通信の大部分を支える重要インフラの耐久力や対応力の向上という観点から賛成である。 一方で、防護対策は設備や技術のみならず、地域との連携という観点も重要であると考えられる。海底ケーブルの防護においては、センサーや監視システム等の技術的手段の活用が有効であるが、広大な海域を常時監視することには限界がある。 特に地方分散化を進める場合、防護対象となる地点が増加することから、人員や監視体制の確保が課題となることが想定される。このため、漁業者や地域の海上利用者との連携による監視協力体制についても検討してはどうか。日常的に海域を利用している漁業者等は、通常とは異なる船舶の動向や海域の異変を把握しやすい立場にあり、不審な活動や事故の兆候を早期に発見し関係機関へ通報する協力体制を構築することで、防護力の向上が期待できる。 また、海底ケーブル保護区域等を設定する場合には、漁業との調整を十分に行うことが重要である。その際、単に利用制限や補償という観点だけではなく、海洋資源の保護や資源回復との両立を図る視点も有効であると考えられる。近年、一部地域では漁獲量減少への対応として、産卵場や稚魚育成環境の保全、海洋環境の回復に取り組む事例も見られる。	賛同の御意見として承ります。 また、海底ケーブル・陸揚局の防護の強化に向けた地域との連携強化の必要性との御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。

			海底ケーブル保護区域についても、漁業関係者との協議の上で、海洋資源保護区域としての機能を併せ持たせることができれば、海底ケーブルの防護と水産資源の回復を同時に推進できる可能性がある。 海底ケーブルの防護は国家的課題であるが、長期的かつ持続的な取組とするためには、地域に負担のみを求めるのではなく、地域にも利益や目的意識が生まれる仕組みづくりが重要と考える。その観点から、地域住民や漁業関係者との連携及び海洋資源保護との両立についても検討されることを期待する。	
11	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	1 (1) 293～301 行	私たちは、セキュリティ基準を義務化することには反対であり、可能な限り事業者が業界のベストプラクティスを自ら導入・実施できるよう委ねることを推奨いたします。近年、この地域において規制当局が策定した極めて詳細な物理的セキュリティ基準を巡り、事業者側がその対応に苦慮する事例が見られますが、それらは業界との適切な協議が欠如していたものです。その結果、基準が非実用的となる恐れがあるほか、順守が困難であったり、あるいは他の義務と矛盾したりするものになる恐れがあります。 あらゆる場所に一律に適用できる「万能な標準 (one-size-fits-all)」というものは存在しません。もし政府がこの領域において規制の導入を選択されるのであれば、現在のベストプラクティスについてケーブル事業者や陸揚局の所有者と協議を行うこと、そしてそれぞれの具体的な環境に合わせた適切なセキュリティおよびレジリエンス (強靱性) 措置を講じられるよう、ルールに合理的な柔軟性を持たせることを要望いたします。	報告書案においては、海底ケーブルの損壊等の事前検知等の推進に向け、検知・調査・分析能力の向上に資する各種先端技術について、産学官の知見を活用しつつ、その早期実用化を目指す旨記述されているところ、その具体策については、総務省において、今後検討するものと考えます。
12	個人	1 (1) 305～313 行 2 (2)	下記箇所において、陸揚げ局の堅牢性、耐災害性、防護策について記載されていますが、前提が災害を念頭に置いているように思われます。昨今、世界では局地的戦争も起こっており、局舎設備等について、耐防弾性も局舎設備等に関して合わせて考慮する必要があると思います。 行 305-313 「・・・陸揚げ局の堅牢性や耐災害性の強化は急務・・・」 行 366 「陸揚局の防護策の強化」以下 上記の懸念事項に関連して、通信の安定提供のために、陸揚局より内陸側の通信設備、通信網についても、海側だけでなく総合的に検討するべきだと思います。	陸揚局の防護にあたっての考慮事項や国内の通信設備の防護に向けた検討の必要性についての御指摘については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
13	Meta 社	2 325～328 行	(該当箇所) 防護の枠組み：予防、検知、対応 (ご意見) 本報告書は 3 つの防護の観点 (予防、検知、対応・保守) を提示しています。これに加え、「レジリエンス (強靱性)」を基盤となる第 4 の柱として追加することを提案します。予測可能で効率的な規制環境を通じて追加的なケーブルシステムへの投資を促進し、ネットワークの多様性を確保することが、障害リスクの最小化に最も効果的です。日本の既存のネットワーク多様性は、2011 年の東日本大震災においてルートの冗長性によりサービスが維持されたことで、その価値が実証されています。規制上の不確実性を低減する合理的かつ透明な許認可	頂いた御意見については、第 2 章において記述されているものと考えます。

			プロセスは、ケーブルインフラへの民間投資を促進し、公的部門に義務や追加コストを課すことなく、日本全体のレジリエンスを強化します。	
14	個人	2 325～328 行	「予防」「検知」「対応及び保守」の三つの観点という切り口は良いと思うが、その一方で個別の取り組み内容には、305-313 行目の現状と課題に関する記述に比べて、危機感や緊張感が感じられない。別人が書いたのかとすら感じる。 海底ケーブルそのものの防護もちろん重要であるが、陸揚局の防護の強化がより一層の急務と感じる。素人考えだが、陸上にあることから、海底ケーブルそのものよりも守る側にとっても攻める側にとっても手を出しやすいのではないか。その視点から、372-376 行目の記載よりも一層踏み込んだ取り組みを進めるべきと考える。具体的には、「監視体制等を含む技術基準及びガイドライン」を実効性あるものにしつつ法的な強制力を持たせるとか、「堅牢性・耐災害性の強化に係る取組」に対する支援として、全額国が費用を負担する、等のこれまでの常識にとられない支援を行う、等である。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
15	日本電気株式会社	2 (第5章 2)	意見 技術基準やガイドラインの整備に当たっては、国際標準や国際的な慣行との整合性、性能基準の考え方、技術中立性に配慮した制度設計とすることが望ましいと考えます。また、この分野は国際的な議論との整合が重要であることから、我が国としての考え方を整理し、継続的に検討できる国内の官民連携の体制整備も重要と考えます。 理由 海底ケーブルは国際共同事業として整備・運用されることが多く、国内の技術基準等が国際標準や実務慣行と十分に整合していない場合には、調整負担が増す可能性があります。このため、技術基準として必要な安全性や防護水準を明確にしつつ、具体的な実現方法には一定の柔軟性を持たせることが適切と考えます。あわせて、国際的な議論に対応するため、国内で官民が継続的に検討できる枠組みも必要と考えます。	賛同の御意見として承ります。 報告書案においては、技術基準等の策定にあたっては「国際動向や陸揚局の使用態様等を踏まえながら」行うこととされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
16	ソフトバンク株式会社	2 (1) 337～340 行	海底ケーブルの敷設ルートには、岩盤や岩礁等、地形・地質上の制約により埋設処理が技術的に困難又は不可能な区間が存在します。このため、技術基準の整備に当たっては、一律に埋設処理を求めるのではなく、設置環境や施工可能性を十分考慮し、実態に即した柔軟な運用が可能となるようにしていただきたいと考えます。	報告書案においては、技術基準の策定にあたっては「国際動向を踏まえながら」行うこととされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
17	Meta 社	2 (1) 341～349 行	(該当箇所) センシング技術と損傷検知 (ご意見) 海底ケーブルへのセンシング技術の義務化については慎重な対応を求めます。業界は既に、既存ケーブルシステムに内在する光学的・電気的測定技術により、正確かつ実績ある障害箇所特定手法を有しています。これらの確立された手法は、追加的なセンシングインフラなしに信頼性が高くコスト効率に優れています。センシング技術の義務化は以下の運用上・	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。

			法的懸念を生じさせます。(1) ファイバセンシングは、科学調査とケーブル敷設が別個に規制される法域で海洋許認可を複雑化しうる。(2) センシング機能を持つケーブルは、保護目的以上のデータ収集の可能性について各国政府間の懸念を招きうる。(3) ある法域の陸揚局が別の法域の海域から環境データを収集する場合、主権上の問題が生じる。(4) 物理的なセンサー統合はケーブルシステム全体の信頼性を低下させうる。(5) ケーブル障害の 60%超を占める錨や漁業による損傷に対しては、ケーブル保護区域での投錨・漁業活動の監視強化がより効果的なアプローチである。センシング技術に関する議論は自主的な枠組みにとどめ、技術的トレードオフを理解するケーブル事業者との緊密な協議の下で進めるべきです。	
18	個人	2 (1) 341～349 行	3. 既存の防衛・海上保安インフラとの連携の明記 第3章では、損壊等を引き起こすおそれのある行為を事前に検知する仕組みや、公的機関がリアルタイムで異常を把握する仕組みの構築が望まれています。これらをゼロから民間主導や総務省主導で構築するのは容易ではありません。 改善案：すでに我が国周辺海域の船舶の動静を監視している海上保安庁のAIS(船舶自動識別装置)データや、既存の海洋監視システムとの情報連携(インシデント情報の迅速な共有ルールの策定など)に言及を絞ることです。「新たなシステムの開発」という大がかりな表現から、「既存の公的インフラ・データの有効活用と連携体制の構築」へと表現の具体性をシフトさせることで、施策の実現可能性が格段に高まります。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
19	Meta 社	2 (1) 353～357 行	(該当箇所) 海底ケーブルの修理・保守 (ご意見) 損傷ケーブルの早期修理が重要であるとの報告書の認識を歓迎します。実務上、日本領海におけるケーブル修理の主なボトルネックは政府の許認可プロセスそのものではなく、数ヶ月を要しうる漁業組合との交渉です。EEZ での海上保安庁の許可は通常 2～3 日で発行されますが、修理待ちの制約も含めた全プロセスを合わせると、日本での修理開始までの平均日数は 40 日、中央値は 22 日(大きなばらつきを反映)です。緊急ケーブル修理における漁業組合との調整迅速化の仕組みとして、事前交渉済みの待機取決め、指定修理回廊、期限付き調停プロセスなどの検討を推奨します。修理着手時間の短縮は、防護枠組みの「対応・保守」の柱を直接強化します。TeleGeography および Infra-Analytics (2025 年 7 月)によると、現在のサービス水準を維持し修理遅延を低減するため、世界全体で海底ケーブル修理船に約 30 億ドルの投資が必要とされており、修理バリューチェーン全体のボトルネック解消の重要性を示しています。ただし、漁業組合が不当に不利益を被ると感じ、将来の修理に伴う漁業への影響を避けるため新規ケーブル敷設そのものを阻止しようとする事態を招かないよう、バランスの取れた議論が必要です。	賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
20	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	2 (1)	この項目については、慎重な検討が行われるよう要望いたします。特に、埋設深度の義務化やその他の防護措置は、ケーブル事業者にとって敷設および修理コストの急激な上昇を招く可能性があります。場合によっては日本への陸揚に関する商業的な実現可能性に悪影響を及ぼす恐れがあります。ケーブル全体のレジリエンス(強靱性)を高めるためには、冗長性を確保できるよう、できるだけ多くの多様なケーブル陸揚を認めることが最善の方法です。 私たちは、船舶によるケーブル損壊を防止するための政府の取り組みを歓迎しますが、ケーブル敷設の仕様に関する詳細かつ固定的な規制が必要であるとは考えていません。ケーブル事業	報告書案においては、埋設処理等に係る技術基準の策定にあたっては「国際動向も踏まえながら」行うこととされており、その具体策については、総務省に

			者自身が、自らの投資を損壊から守る強い内在的動機を持っており、個々の敷設プロジェクトにとって最も適切な埋設深度や防護措置を決定する上で最適な立場にあります。日本における現在の実務では、地元の漁業関係者と連携して適切な埋設深度や敷設ルートを決しており、その結果、沿岸部におけるケーブルの安全で安定した環境が実現しています。私たちは、この領域においてオーナーや事業者に最大の柔軟性を提供する地域こそが、陸揚地として最も魅力的な目的地であると考えています。 海底の状況は、こうした措置の現実性や費用対効果に大きな影響を与えます。日本の地理的環境は、海上からのアプローチ（ルート）が極めて制限されている他国とは根本的に異なります。日本においては、ルートの多様性の確保と「ケーブル保護区（CPZ：Cable Protection Zones）」の創設に注力する方が、実質的により大きく、かつ好ましい効果をもたらすと考えられます。このようなケーブル保護区（CPZ）では、敷設や修理を可能にするため、漁業関係者との間で事前に交渉された権利が確保されている必要があります（詳細は後述します）。	において、今後検討が行われるものと考えます。
21	KDDI 株式会社	2（2）	陸揚局の防護策強化の方向性に賛同いたします。 一方で、技術基準・ガイドラインの策定にあたっては、事業者には過度な負担とならないよう配慮をお願いします。	賛同の御意見として承ります。 頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
22	Meta 社	2（2）	（該当箇所）陸揚局の堅牢化・耐災害性の強化 （ご意見）報告書は、陸揚局保有者が防護措置に十分な投資を行えていない主因として予算制約を指摘しています。しかし、法的基準を課すだけでは根本的な予算不足は解消されません。予算に制約のある事業者が、規制義務のみで追加的な資源を確保できるわけではありません。代替案として、MIC が業界と協力して陸揚局防護に関する自主的なベストプラクティスを策定し、資金ギャップに直接対処する財政的インセンティブ（税額控除、設備更新補助、政府共同投資など）と組み合わせることを推奨します。このアプローチは、多様なケーブル事業者が必要とする運用上の柔軟性を維持しながら、報告書の目的を達成できます。	報告書案では、「技術基準及びガイドライン」を踏まえた防護策の強化に加え、「使用の様態等に鑑み、緊急性を有する場合等については、国の支援により堅牢性・耐災害性の強化に係る取組を推進することが適当」とされているところであり、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
23	ソフトバンク株式会社	2（2） 367～371 行	既設の陸揚げ局は建設時期や立地条件が様々であり、地権者や周辺との調整など個別の制約も存在します。このため、技術基準においては、多様な環境を踏まえた柔軟な対応が可能となる	報告書案においては、技術基準等の策定にあ

			よう配慮するとともに、事業者が対策を検討する際の拠り所となるよう、想定する具体的なリスクや、それに応じた防護策の考え方を示すことが重要と考えます。	たつては「国際動向や陸揚局の使用態様等を踏まえながら」行うこととされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
24	Meta 社	2 (2) 367～371 行	(該当箇所) 技術基準・ガイドライン (ご意見) 海底ケーブル防護のための技術基準・ガイドラインの策定(監視システム、浸水防止措置、アクセス管理を含む)は、業界関係者との緊密な連携の下で進めることを強く推奨します。ケーブル事業者やサプライヤーは深い運用知見を有し、ベストプラクティスの開発・実施において最前線に立っています。海底ケーブル防護の技術基準・ガイドライン策定を業界主導または官民共同で行うことにより、技術的に妥当で実施可能、かつ現在の運用実態を反映したガイドラインの策定が確保されます。このような協力的プロセスへの当社の技術的専門知識の提供を歓迎します。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
25	アルテリア・ネットワークス株式会社	2 (2) 367～376 行	【意見】 陸揚局の防護強化は、我が国の通信インフラを守るの観点から重要な取組であり、その方向性に賛同します。 その上で、技術基準等の見直しに伴い事業者新たな設備投資や改修が求められる場合には、既存施設を含めた支援制度の整備及び支援内容の明確化を要望します。 また、防護対策に係る基準については、施設規模やリスクに応じた段階的・柔軟な制度設計とし、一律の要件強化によって既存の大規模事業者が相対的に有利となり、新規参入や地方分散化を阻害することのないよう要望します。 【理由】 陸揚局の監視体制強化や耐災害性向上、サイバーセキュリティ対策等には、多額の設備投資及び継続的な運用費用が伴います。特に既存施設については、技術基準等の変更に対応するための追加投資が必要となることから、実効的な対策を促進するためには国による支援が重要と考えます。 また、防護対策に係る要件が過度に画一的又は高コストなものとなった場合、資本力の大きな事業者が有利となり、新規参入や地域分散の推進に影響を及ぼすおそれがあります。このため、施設の重要度や規模に応じたリスクベースの基準とすることで、安全性の確保と競争環境の維持を両立する制度設計が必要と考えます。	賛同の御意見として承ります。 また、頂いた支援制度等に関する御意見については、報告書において「仕様の態様等に鑑み、緊急性を有する場合等については、国の支援により堅牢性・耐災害性の強化に係る取組を推進することが適当」とされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
26	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	2 (3)	ケーブルの損壊および関連するインシデントに関して、現在の報告書案は、既存の義務に加えて、事業者さらなる報告や復旧の義務を課すものと解釈される懸念があります。実施されるいかなる措置も、事業者にとって実用的かつ効果的なものであり続け、かつ復旧作業に悪影響を与えないよう、この点については極めて慎重な検討をされますよう要望いたします。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考

				にするものと考えます。
27	ソフトバンク株式会社	2 (3) 396～397 行	国際海底ケーブルの復旧は気象条件や必要となる各種調整・手続き等、事業者の管理可能な範囲を超える外部要因によって大きく影響を受けます。加えて、通信事業者はサービス影響を最小限に抑えるべく、速やかな復旧を前提として対応しています。 よって、目標復旧期間を設定することが早期復旧にどのように寄与するのか、その効果を十分に整理した上で制度設計を行うことが望ましいと考えます。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
28	個人	2 (3) 396～397 行	2. 目標復旧期間(RTO)の設定主体の明確化 第3章において、「リスク評価を踏まえて復旧に向けて目安となる目標復旧期間を設定し、早期復旧に向けた取組を促していくことが有用」と提言されています。しかし、この目標を「国が一方向的に課す」のか、「官民で共同設定する」のかが曖昧です。 改善案：国際海底ケーブルは複数の外国事業者との共同所有(コンソーシアム等)が主流であり、日本一国だけで復旧スケジュールをコントロールできない実態があります。したがって、文言を「国際的な運用実態や他国事業者との合意形成の可能性を踏まえ、官民の協議により柔軟な目安としての目標復旧期間を設定する」といった表現に修正し、現実的な運用に即した形に改めるべきです。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
第4章 自律的な供給体制の強化				
29	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	1 416～419 行	海底ケーブル投資のリスクを軽減するために政府が取り得る効果的な施策の一つは、ケーブルの敷設や修理に必要な漁業関係者からの同意(許認可)取得にかかる費用とスケジュールに、明確な枠組みと確実性をもたらすことだと考えられます。これには、事前に合意された補償額の設定、敷設および修理活動のための期間の延長、あるいは特定の計画や基準を満たしている場合の同意の推定など、検討すべき複数の選択肢があるかと存じます。また、ケーブル修理船に対しては、漁期中であっても修理作業を行えるような特別な考慮がされるべきと考えられます。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
30	個人	2	p. 20 下部の注 13 について、経済安保推進法改正は本年令和 8 年法律ではないか？	御指摘を踏まえ、令和 8 年法律第 38 号と修正いたします。
31	KDDI 株式会社	2	海底ケーブルの自律的な供給体制の確保の方向性に賛同いたします。 その上で、海底ケーブルの供給能力は短期的に確保できるものではないことを踏まえ、我が国の供給能力の持続的な維持・強化が図られるよう、中長期的かつ包括的な支援の枠組みの整備をお願いします。	賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
32	アルテリア・ネット	2 444～467	【意見】 我が国サプライヤ企業の国際競争力を強化し、国際海底ケーブルの製造・敷設・保守まで自己完結できる体制を確立する方との向性について、賛同します。	賛同の御意見として承ります。

	ワークス株式会社		【理由】 国内サプライヤが、設計・製造から敷設・保守船の運用、ひいては人材育成まで一体として担える体制を確立することでサプライチェーンリスクを低減し、災害・有事に自国主導で復旧・増設を行うことが可能な「自律的な供給体制」の確保につながります。報告書案で示されたとおり、我が国サプライヤの国際競争力強化と供給能力向上に向けた国の継続的な支援を重視する方向性を支持します。	
33	日本電気株式会社	2 450～451 行	意見 人材育成・確保の重要性については、報告書案の方向性に賛同します。 その上で、海底ケーブル分野で必要な人材は、研究開発人材や標準化人材に加え、電気通信・光通信・海洋分野の技術者、国際案件を担うプロジェクトマネジメント人材、敷設・保守船に関わる船員や現場技術者、製造・組立・品質管理を担う技能人材など幅広いと考えます。 このため、政府による人材育成の検討に当たっては、大学・大学院、高専、海技・海事系教育機関、工業高校、職業能力開発機関等を含む幅広い教育機関との連携も視野に入れて検討することが望ましいと考えます。 理由 海底ケーブルの安定的な供給、敷設、保守、運用には、研究開発から製造、施工、保守、制度対応まで、幅広い分野の人材が必要です。 また、こうした人材は短期間では育成できず、教育と実務経験の両方を通じた中長期的な育成が必要です。そのため、産官学が連携した人材育成の取組を具体的に位置付けることが重要と考えます。	賛同の御意見として承ります。 また、頂いた幅広い教育機関との連携との御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にすると考えます。
34	個人	全体	4. 人材育成における「他分野(既存インフラ)からのスキル転用」の視点の追加 第4章において、海底ケーブルの接続・修復等に係る特殊な技能を有する人材の確保や、国際標準化人材の育成が課題として挙げられています。ゼロから新卒や未経験者を「海底ケーブル専門人材」として育成するには長い年月がかかります。 改善案: 「国内の陸上光ファイバ網の敷設・保守を担う通信土木人材」や「一般的な船舶の運航・海洋調査に携わる人材」を対象に、海底ケーブル特有の技術(ファイバ修復技術など)を習得させるための「リスキリング(学び直し)プログラム」の支援を行う旨を追記することで、既存の類似スキルを持つ人材プールを活用するアプローチを明記することで、人材不足に対してより即効性のある解決策を示すことができます。	頂いた人材プールの活用に係る御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にすると考えます。
35	日本電気株式会社	2 458～460 行	意見 海外市場の獲得や案件形成支援の方向性については賛同します。 その上で、海底ケーブル案件の実施に当たっては、資金支援だけでなく、各国の許認可手続、漁業関係者との調整、カボタージュ規制、建設・施工に関する制度運用の違いが、案件の実現や工期に大きく影響する場合があることに留意すべきと考えます。	賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討

			このため、各国政府との対話、制度の透明性向上、手続の円滑化、海底ケーブル工事の特殊性に関する相互理解の促進についても、案件形成支援の一環として位置付けることが望ましいと考えます。 また、アジア太平洋地域では各国制度に違いがあることを踏まえ、まずは政府機関による関係国との対話を通じて、許認可や関係者調整に関する運用事例を共有し、手続の透明性や予見可能性を高めていくことが有益と考えます。 理由 海底ケーブル工事は、実施できる事業者に限られる専門性の高い事業です。一方で、各国で一般的な海洋工事や建設工事と同じような制度運用がなされる場合、実務上の負担や不確実性が大きくなる可能性があります。 このため、海外市場獲得支援の実効性を高めるには、出融資や案件形成支援に加え、制度面・運用面の課題に対する政府レベルの関与や国際対話も重要と考えます。	の参考にするものと考えます。
第5章 監督体制の強化				
36	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	全体	日本がケーブルハブとしての競争力を維持・強化していく上で、総務省が業界と連携することで、さらなる大きな価値を生み出せる領域が存在します。私たちは、総務省があらゆる許認可の申請手続きについて、明確かつ詳細なワークフロー（業務手順）と要件を、確約された処理時間（レスポンスタイム）とともに公表することを推奨いたします。これは国際的なベストプラクティスであり、これによりケーブル投資家は確信を持って計画を立て、適切なビジネスパートナーシップを維持し、規制当局と良好な関係を構築することが可能になると考えられます。	賛同の御意見として承ります。 報告書においては、監督体制のあり方について「民間事業者にとって予測可能かつ透明性が高く、国際的に整合性の取れた、より実効性の高い規制とすることが適当」とされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
37	Meta 社	全体	（該当箇所）監督体制の強化 （ご意見）他国の規制モデルを、その適用可能性と有効性を慎重に検討せずに採用することには注意が必要です。海底ケーブル政策は本質的に各国固有の課題であり、それぞれ独自の課題、懸念、制度的構造を持っています。日本の制度は概して効果的かつ効率的に機能してきました。他国で採用された措置が、日本にとって必要または適切であるとは限りません。他方、国際海底ケーブルは、その基本的性質として複数国を接続し、共有の国際インフラとして機能しています。その規制を「通信主権」の枠組みで構成することは逆効果となりうる面があります。本質的に協力的で多国間の事業を分断するリスクがあるからです。MICには、日本固有の状況を反映し、国際ケーブルハブとしての強みを活かしつつ、日本と地域を結ぶ新規ケーブル建設への民間資本を引き続き呼び込む投資環境を維持する監督枠組みの策定を期待しま	頂いた御意見については、報告書においては、監督体制のあり方について「民間事業者にとって予測可能かつ透明性が高く、国際的に整合性の取れた、より実効性の高い規制とすることが適当」とされており、その具体策

			す。Analysys Masonの調査（2026年4月）は、許認可の遅延がインフラ整備と投資に悪影響を及ぼす経済リスクを記録しています。	については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
38	個人	全体	1. 段階的なロードマップの明記による予見性の向上 報告書では、陸揚局保有者への技術基準の適合や、国際海底ケーブル所有者への新たな規律の適用など、多くの規制強化の方向性が示されています。しかし、これらを一斉に導入すると事業者には過度な負担がかかります。 改善案：すべての基準を一律に適用するのではなく、例えば「新設される陸揚局・ケーブルシステムに即時適用する基準」と、「既存の設備に対して一定の猶予期間（例：3年から5年）を設けて段階的に適合を求める基準」を切り分ける旨を文面に明記することです。これだけで、民間の事業予見性が大幅に向上し、急激な負担増による反発を和らげることができます。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
39	個人	全体	有線電気通信法を見直すという方針そのものには賛成だが、実効性を高めるのは難しいのではと感じる。 すなわち、国際海底ケーブル所有者を規律するに当たっては、それが日本企業であれば格別、海外企業であれば、日本法に基づく規制をどこまで遵守するか不透明なためである。とりわけ、ハイパースケーラーは従来の通信キャリアとは異なる事業構造を持つため、現行の有線電気通信法の枠組みだけでは十分に監督できない可能性がある。しかし、向き合うことは不可避の問題と推察する。 511～512行目について、第3章に対する意見とも重複するが、「技術基準等を整備」するにあたっては、実効性のある明確な内容にするとともに、法的な強制力を持たせるべきと考える。設置者からは抵抗がありうると想像するが、国は緩いガイドラインだけ作ってあとは事業者任せ、でなんとかなる段階はとうに過ぎてしまったと考える。国の覚悟が問われる。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
40	ソフトバンク株式会社	2	「昨今の国際海底ケーブル事業の実態等に鑑み、国際海底ケーブル所有者に対しても規律が適用可能となる措置を検討すべき」という方向性に賛同いたします。また、このような実態に即した制度設計の考え方は、同じく国際海底ケーブルに関する規律を含む経済安全保障推進法（基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度）においても考慮されるべきと考えます。 報告書（案）に示されているとおり「近年になって、ハイパースケーラーをはじめとする非通信キャリアの関与が増加する等、国際海底ケーブルの所有主体の多様化が進んできた」という状況の中で、現在指定されている特定社会基盤事業者は必ずしも届出対象の設備の導入や維持管理の委託に関する決定権や責任を有しておらず、届出困難な事例が今後増加することが想定されます。そのため、経済安保推進法においても、国際海底ケーブルのビジネス実態を踏まえ、実効的な制度となるよう検討すべきと考えます。	賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
41	アルテリア・ネットワークス株式会社	2 504～507行	【意見】 第5章「監督体制の強化」において、国際海底ケーブル所有者に対しても設置許可等の規律を適用可能とする方向性について、その趣旨に賛同します。	賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見については、総務省にお

			その上で、本文にて用いている「陸揚局保有者」の定義を明示することで、所有権の有無に関わらず陸揚げ施設を管理/運用する主体（陸揚げ局管理者、その他準ずる主体）が適切に包含されることを、本文または脚色や注釈などで読み取れるようにする事を要望します。 【理由】 既設設備（データセンタ等）を活用して国内に陸揚げをする構成では、施設の所有権を有する者（いわゆる陸揚局所有者=Owner）と、当該施設において海底ケーブルの運用保守管理等を担う主体とが異なる場合が考えられ、本邦外設置許可事項書における「陸揚局管理者」が、実質的に許可当事者としての機能を果たしています。 他方で、「保有」を実質的な支配・管理を含む概念として解釈するのであれば、当該概念は実態上「陸揚局管理者」を包含し得るものであると考えられます。 従って、規律対象を明確にする観点から、「陸揚局保有者」の定義を明確にした上で「陸揚局保有者」が、所有権の有無にかかわらず、陸揚局における海底ケーブルの陸揚機能を実質的に管理・運用する主体（陸揚局管理者を含む）として整理されることが読み取れるようにすることが必要と考えます。	いて、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
42	アルテリア・ネットワークス株式会社	2 504～507 行	【意見】 国際海底ケーブル所有者への規律の適用にあたっては、国内規制の対象を一定の持分割合以上の所有者に限定する等、合理的な閾値を設けることが望ましいと考えます。 通信主権の確保と国際協調の両立を前提に、実態と乖離した過度な規制とならないよう配慮しつつ、我が国の国際通信インフラの発展と整合するバランスの取れた制度設計を要望します。 【理由】 国際海底ケーブル事業においては、コンソーシアム形式により複数主体が持分を保有する構造が一般的であり、極めて小さい持分を有する多数の主体まで一律に規制対象とすることは、実務上の実効性に乏しく、制度運用の負担増につながるおそれがあります。 本事業においては外国事業者が重要な役割を担っており、過度な規制強化は対日投資の抑制やケーブル敷設先としての回避を招く可能性も否定できません。 現実の事業構造を踏まえ、実効性と国際競争力の双方を損なわない制度設計とすることが重要と考えます。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
43	Meta 社	2 502～516 行	（該当箇所）ケーブル所有者の登録・規制範囲 （ご意見）国際海底ケーブル所有者にも（陸揚局保有者に加え）規制を拡大すべきかという論点について：陸揚局保有者を規制する日本の既存制度は効果的に機能しており、MIC に対し日本でのケーブル運用の適切な可視性を提供していることに留意します。以下の原則を検討いただきたく提示します。 （1）投資障壁の回避： 海底ケーブルプロジェクトは世界全体で日々10 兆ドル超の金融取引を運んでいます（CNBC/TeleGeography、2025 年）。不確実性、遅延、不均衡なコンプライアンス	頂いた御意見については、報告書においては、監督体制のあり方について「民間事業者にとって予測可能かつ透明性が高く、国際的に整合性の取れた、より実効性の高い規制と

			ス負担を生む規制要件は、投資を日本を迂回する代替ルートへ転換させ、日本のハブ地位と国内サプライチェーン双方を損ないかねません。 (2) 規制ギャップは確認されていない： 現行の陸揚局登録制度は、日本に陸揚げするケーブルの所有・運営に関する MIC の可視性を既に確保しています。既存の枠組みが対処できていない特定のリスクや規制ギャップは認識しておらず、範囲拡大の検討は明確に特定されたニーズに基づくべきと考えます。 (3) 合理化の歓迎： 「規制の見直しとあわせて、手続面を含め合理化が可能な部分についてはその合理化を積極的に進めることが適当である」との報告書の記述を強く歓迎します。全事業者の行政負担を軽減する具体的な手続効率化（許認可の統合、処理期限の明確化、デジタル申請システムなど）の特定を奨励します。 (4) 比例性： 登録・報告の枠組みは対処するリスクに比例すべきです。規制範囲の拡大に先立ち、MIC は登録要件がどのような具体的なリスクを軽減し、どのような義務が付随するかを明確にすべきです。 (5) 国際的整合性： 単一のケーブルシステムが複数国の規制制度の対象となりうることを踏まえ、日本の枠組みは、共同所有構造を複雑化しうる分断を避け、国際的規範との整合性を目指すべきです。	することが適当」とされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
44	Meta 社	2 508～510 行	(該当箇所) 情報セキュリティ・データ保護義務 (ご意見) ケーブル事業者が海底ケーブルを流通する情報の保護に責任を負うべきとの提案について： これはインフラ提供者の役割とデータ所有者の役割を混同するものです。 ケーブル事業者は物理的な伝送インフラを提供するものであり、そのシステム上を流れるデータを所有、アクセス、制御するものではありません。データ保護はデータ所有者の責任であり、大手コンテンツ・サービスプロバイダーの間で既に標準的に実施されているエンドツーエンド暗号化によって最も効果的に確保されます。ケーブル事業者がデータ保護義務を課すことは、技術的に無意味であり（暗号化されたトラフィックを有意に検査・保護することは不可能）、不均衡であり、電気通信エコシステムにおける確立された責任分担と矛盾します。	本報告書案において「情報セキュリティ・データ保護義務」に係る記述はありませんが、頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
45	ソフトバンク株式会社	2 513～514 行	技術基準の策定にあたっては、防護強化の目的に沿った実現可能で合理的な基準とすることが重要であり、そのためには防護の強化を実際に担う通信事業者と十分に調整を行うべきであると考えます。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
46	Meta 社	2 513～514 行	(該当箇所) サプライチェーンリスク管理 (ご意見) サプライチェーンの健全性の重要性は認識しますが、この分野では MIC に慎重な対応を求めます。過度に規範的なサプライチェーン要件は意図せぬ結果を招きうります。競争上の機密漏洩を懸念する業界参加者間の情報共有の減少、サプライヤーの協力低下、結果としてセキュリティの弱体化です。セキュリティ目標と業界内の継続的な協力・情報交換の必要性のバランスを取る均衡のとれたアプローチの方が、報告書の目的達成に効果的です。サプライチェーンに関する措置は、政府と業界の構造的な対話を通じて策定し、他国で生じた悪影響を回避するよう慎重に設計されるべきです。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。

47	アルテリア・ネットワークス株式会社	2 515～516 行	【意見】 有線電気通信法に基づく国際海底ケーブルの許認可手続について、事業者の手続きの予見可能性と手続の透明性を向上させる観点から次の３点を要望します。 ・許可を出すための判断基準と審査基準、および標準的な審査期間の明確化と公開 ・申請に必要な要件・手順・提出資料等のガイドライン整備と公開 ・申請後の審査進捗を事業者に共有する仕組みの整備 【理由】 有線電気通信法に基づく許認可手続では、許可判断や審査における具体的な観点・基準が、公表資料として整理・明示されているとは言い難い状況であるため、事業者にとっては、何かリスク要因として評価されるのか、どの事項が事前に関係機関との調整が必要となるのか、どの程度の審査期間を見込むべきかが把握しづらいため、手続の長期化やコスト増につながる可能性があります。判断基準・審査基準および標準審査期間を明確化・公開することは、事業者の予見可能性を高め、申請内容の質を向上させる事に資すると考えます。	頂いた御意見については、報告書においては、監督体制のあり方について「民間事業者にとって予測可能かつ透明性が高く、国際的に整合性の取れた、より実効性の高い規制とすることが適当」とされており、その具体策については、総務省において、今後検討が行われるものと考えます。
48	アルテリア・ネットワークス株式会社	2 515～516 行	【意見】 国際海底ケーブルに関する許認可について、電気通信事業法第 40 条による協定認可（サービス提供）と、有線電気通信法第 4 条による本邦外設置許可（設備設置）という二重の枠組みを見直し、有線電気通信法に許認可を一元化する方向での検討を要望します。本報告書の中で触れられている規律等の合理化・手続面の合理化に整合するものと考えます。 【理由】 国際海底ケーブルに関する許認可について、同一プロジェクトに対する二重の許認可構造となっているのが現状です。（設備：有線電気通信法第 4 条「本邦外設置許可」、サービス：電気通信事業法第 40 条「外国政府・外国人との協定認可」）これを有線電気通信法の許可審査に集約して整理をすることで、審査基準の維持と手続きの簡素化が行えると考えます。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
終わりに				
49	Meta 社	531～533 行	（該当箇所）結論：官民連携 （ご意見）海底ケーブルインフラの効果的な防護には官民協力が不可欠であるとの報告書の認識を歓迎します。この協力を実効的なものとするため、政府と業界関係者の間の率直な情報交換のための安全なプラットフォームと定期的なフォーラムの設置を奨励します。効果的なパートナーシップには、双方が関連する脅威情報とリスク評価を共有することが必要です。業界は知らされていないリスクには適切に対処できません。政府と業界の対話に建設的に関与する用意があり、ケーブル防護政策、脅威状況の評価、ベストプラクティスの策定に関する定期的な協議を歓迎します。このような構造的な関与は信頼を構築し、新たな課題への効果的な共同対応を可能にします。	賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
その他				

50	個人		海底ケーブルをなぜ防護する必要があるか、という点につき、記載が弱いように感じた。そもそもはじめにの部分記載が弱いからである。 ＞世界で初めて国際海底ケーブルの敷設が実現したのは1850年のことであるが、我が国においては、1871年に長崎を拠点として電信用の国際海底ケーブルが設置されたことに端を発する。以降、四方を海に囲まれた島国という地理的特性を有する我が国にとって、国際海底ケーブルは国内外を結ぶ不可欠の通信基盤として機能し、1906年に敷設された日米間初の直通電信ケーブルを始め多くの国際海底ケーブルが敷設され、明治以降の近代国家としての発展を根底から支えてきた。その後、通信需要の高度化とともに、電信中心の通信から電話通信へと発展 まずこの部分であるが、国際海底ケーブルは一部の高等学校世界史検定教科用図書にも記載されている。1850年どこからどこへということまで記載されているのでその記載に立脚すべきである。 次に ＞第一に、我が国が地理的特性を活かして北米とアジアを結ぶ国際海底ケーブルの「ハブ」としての役割を担い、とあるが、そもそもデジタル田園都市構想と絡めた話のはずなのにそれらの記載が無い。 よってはじめにの部分については大幅に加筆が必要であろう。	報告書案の冒頭部分の記述については、我が国の国際海底ケーブル事情に焦点を当てつつ、可能な限り端的に記述をしております。また、防護の必要性については第1章の2.において記述されており、加筆は不要と考えます。
51	個人		内容に賛成しています。保護やリスク分散は必要です。 内容に何か付け加えるのであれば、保護を任せる人たちは信用できるのか、新しく設置するために工事をする業者や人は機密情報を漏洩させたりしないか、サイバーセキュリティは問題ないかなども細かく決めるべきだと思いました。	賛同の御意見として承ります。 また、頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。
52	個人		海底ケーブルという国家の通信の生命線を、特定の巨大資本の管理下のみに置くことは、情報の自由と安全保障の観点から極めて危険である。公共の福祉を最優先せよ。 海底ケーブルは現代において、水道や電気と同等の重要インフラである。本報告書案に関し、防護等の名目で特定の企業や特定資本の権益のみが保護されるような枠組みとなっていないか強く懸念する。災害時や有事の際、通信が特定の資本の判断で遮断されるような事態は断じて避けなければならない。海底ケーブルは、国民が等しく恩恵を受けるべき公共財である。特定の企業利益を優先するのではなく、通信の多様性と独立性を確保するための公的な管理体制を構築すべきである。また、防護のためのコストが不透明な形で国民負担に転嫁されるような仕組みも容認できない。情報の自由を担保し、特定の支配を許さないための厳格な監視を求める。	頂いた御意見については、総務省において、今後の政策検討の参考にするものと考えます。